

平成29年度 呉市中小企業融資制度の概要

◆呉市中小企業融資制度一覧

融資制度名		こんなときにご利用ください	利用できる方	融 資 の 条 件							申込先		
				使 途	限度額	期 間	返済方法 (据置期間)	年利 (%/年)	信用保証	保証料 (%)		保証人及び担保	
小口資金	① 小規模事業資金	小規模事業者が小口資金をより有利な条件で必要なとき	小規模事業者 従業員20人(商業・サービス業5人 宿泊業・娯楽業は20人)以下	運転・設備	800万円	5年以内	月賦 (6か月以内)	1.3 以下	信用保証付	料率B	信用保証協会 所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口 広信、県信、商工中金 信用保証協会	
	一般的な資金	② 経営安定資金	長期	中小企業者又は組合	運 転	2,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.8 以下	原則として 信用保証付	料率A	金融機関 所定の方法	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口 広信、県信、商工中金
短期			1年以内の短期資金が必要なとき			1,000万円	1年以内	月賦 一時払	1.6 以下		料率A		
季節資金 (夏季・年末)		夏季・冬季に一時的な資金が必要なとき	500万円	6か月以内		月賦 一時払	1.6 以下	料率A					
経営安定		連鎖倒産防止	取引先の倒産により運転資金が必要なとき	中小企業者	1,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.1 以下	料率B		必要に応じて 担保を要す		
		災害復旧	災害等により受けた被害の復旧資金が必要なとき	中小企業者又は組合	1,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (2年以内)	1.1 以下	料率B				
		景気対策特別	業況悪化しているために運転資金が必要なとき	中小企業者	2,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.1 以下	料率B				
独立開業	③ 創業支援資金	独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年 未満の中小企業者	運転・設備	2,500万円 (支援創業関連保証と 創業等関連保証を併用 する場合は3,000万円)	10年以内	月賦 (1年以内)	1.1 以下	信用保証付	0.7	信用保証協会 所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口 広信、県信、商工中金	
		呉市インキュベーション施設入居者が 事業資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満 の中小企業者かつ呉市イン キュベーション施設入居者	10年以内		1.0 以下		0.7					
技術伝承	④ ものづくり技術伝承資金	ものづくり技術の伝承や高度化のために 資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運転・設備	2,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.15 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口 広信、県信、商工中金	
設備投資	⑤ 職場環境改善資金	福利厚生、労働環境改善、ワークライ フバランス推進等のため設備資金が必要 なとき	中小企業者又は組合	運 転 (リ-クライバ-ランスのみ)	1,000万円	10年以内	月賦 (2年以内)	1.3 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B			
	⑥ 設備近代化資金	事業拡大等のために設備資金が必要 なとき		設 備	3,000万円 組合5,000万円	10年以内				月賦 半年賦 (2年以内)	1.8 以下	料率A	
公害防止	⑦ 公害防止資金	公害防止のための設備資金や運転資金 が必要なとき	中小企業者又は組合	公害防止の 運転・設備	1,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.3 以下	原則として 信用保証付	料率B	金融機関 所定の方法	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口 広信	
	⑦ 公害防止資金 (アスベスト対策)	アスベスト対策の資金が必要なとき		公害防止の 運転・設備	2,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (2年以内)	1.15 以下		料率B			
商店街	⑧ 商店街等振興資金	商店街の事業者や新規事業者が資金を 必要なとき	中小企業者又は組合	運 転	1,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.3 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口 広信、県信、商工中金	
高度化事業	⑨ 高度化事業等資金	高度化事業等を実施するための資金が 必要なとき	独立行政法人中小企業基盤整 備機構法に規定する高度化事 業等を実施する組合	事業に必要な 土地、建物、 設備の取得資金	要綱に定めるところに よるが1組合員当たり 700万円以内					10年以内			年賦 (1年以内)
借換支援	⑩ 借換支援資金	既往借入金の借換えのための資金及び 新たに運転資金が必要なとき	市融資制度の借入金残高があり、 本融資を利用することにより、 月々の返済負担の軽減が 図られる中小企業者	既往保証付き借 入金の返済資金 及び返済資金以 外の運転資金	5,000万円 (既往保証付き借入金残 高を限度額とし返済資金 以外の運転資金は、1,000 万円を限度額とする)	10年以内	月賦 (1年以内)	1.1 以下	信用保証付	料率B	金融機関又は 協会所定の方法	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口 広信、県信、商工中金	

◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会の所定料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率A (本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.72	0.54	0.41
料率B (本市が保証料を一部負担)	1.31	1.20	1.06	0.92	0.78	0.68	0.54	0.52	0.38

注1) 信用保証料率は平成29年4月1日現在のものであり、その後の信用保証料の改定等により変更することがあります。
注2) ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により、広島県信用保証協会が決定します。

◆取扱金融機関

広島：広島銀行、もみじ：もみじ銀行、呉信：呉信用金庫、伊予：伊予銀行、中国：中国銀行、
山口：山口銀行、広信：広島信用金庫、県信：広島県信用組合、商工中金：商工組合中央金庫広島支店

注3) 現在、金融機関と取引のない方は、信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあっ旋を受けることができます。